

栄町議会だより発行規程

平成4年5月11日

議会規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、栄町議会の活動状況を町民に周知し、議会に対する理解を深めるため、栄町議会だより（以下「議会だより」という。）の発行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(発行)

第2条 議会だよりは年4回発行する。ただし、必要があるときは臨時に発行する。

(掲載事項)

第3条 議会だよりに掲載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 定例会及び臨時会に関する事。
- (2) 委員会に関する事。
- (3) 請願及び陳情に関する事。
- (4) その他議会の活動等に関する事。

(配布の範囲)

第4条 議会だよりは、町内の全世帯、官公署及びその他必要と認めるものに無料で配布する。

(編集委員会)

第5条 議会だよりの適正な編集を行うため、栄町議会だより編集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、委員6人をもって組織する。
- 3 委員は、各常任委員会より2名を互選する。
- 4 委員の任期は、議員の任期中とする。
- 5 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選とする。
- 7 委員会は、委員長が招集する。
- 8 委員長は委員会を司会し、委員長に事故あるときは副委員長がこれに当る。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会の協議を経

て議長が定める。

附 則

この規程は、公示の日から施行する。